―消費生活の窓―

不安をあおる分電盤の点検商法に気を付けて！

～「分電盤の点検に行きます」の電話勧誘に注意を！～

消費者庁イラスト集より

分電盤の点検商法に関する相談が、県内で急増しています。

分電盤等を含む家庭用の電気設備は、４年に１回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検には、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が訪問します。点検後にその場で何らかの契約をさせることはありません。

相談事例では、業者が分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しないと漏電して火事になる」と不安をあおり、その場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。電力会社などを名乗り、信用させることもありますのでご注意ください。

ワンポイントアドバイス

- 電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に、安易に点検させない
- その場で契約せず、誰かに相談し、比較・検討する
- 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受取った日から８日以内であれば、クーリング・オフができることがあるのでセンターへ連絡を

お困りの際は、早めに下記電話番号または消費者ホットライン【局番なしの１８８(いやや)】にご相談ください。

問い合わせ　沼田市消費生活センター　ＴＥＬ２０－１５００
相談時間　　土・日曜日、祝日を除く、午前９時から正午・午後１時から４時